

令和2年9月30日

お客さま 各位

群馬県信用組合

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまに対する  
『融資条件変更手数料』免除について

当組合では、新型コロナウイルスの感染拡大により直接的、間接的に影響を受けられたお客様の相談にお応えするため、融資条件変更手数料を免除いたします。

記

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症拡大により、直接的、間接的な影響を受けられた、法人・個人事業主、個人のお客さま

2. 免除となる融資条件変更手数料

- ・法人及び個人事業主のお客さまに対する事業性のお借入りに係る返済期間の変更・返済額の軽減の条件変更手数料。
- ・個人のお客さまの住宅ローン及び消費資金に係る返済期間の変更・返済額の軽減の条件変更手数料。

3. 取扱期間（※取扱期間を令和2年9月30日（水）から延長）

令和2年5月1日（金）～令和3年3月31日（水）受付分まで

以上